#### 論

#### 文

# ―「教員養成の改善方策(答申)」(昭和三三年) - 央教育審議会の実態に関する一考察

の形成過程を中

#### はじめに

について分析を行う。(中教審の委員の任期は二年であり、この任期 (一九五八)年七月二八日に決定した「教員養成の改善方策 をもとに「第一期中教審」、 本稿では、第三期中央教育審議会(以下、中教審と略)が昭和三三 「第二期中教審」と区別している。 (答申)」

によると第一、二期中教審の審議期間はおおむね六か月以下であり、 極端な場合、実質的に一回の総会で答申が決定された事例もあった(表 表1に第一期から第九期までの中教審の答申一覧をまとめた。これ

1には一か月と表記

が強化されていったことが分かる 対して複数の特別委員会が設置されるようになり、 をまとめるように変化している。同時に第四期以降は、一つの諮問に 第四期以降は審議期間が著しく長期化し、 中教審の審議態勢 数年間かけて答申

移っていったことは想像に難くない。これまで筆者は第一、二期中教 こうした変化に伴い中心的な審議の場が、 総会から特別委員会へと

> 審について事例研究を行ったが、いずれも総会の議論が分析の中 石

あった。このため筆者は、

中教審に関する研究を進展させる上で特別

委員会の分析が必要であると考えている。

録である。こうしたなか「教員養成の改善方策 のため第一一特別委員会は、 第一一特別委員会は、 別委員会以降の議事録しか残されていない。それ以前の特別委員会の 議事録は「石川二郎旧蔵資料」に残されているが、 ただ史料状況について補足説明すると、国立公文書館には第一五 例外的に議事概要が系統的に残存している。こ 第一五特別委員会以前において分析が可 (答申)」を審議した 大半は断片的

成を強調するものであったとしている。また、この答申は戦後の教員 田昇氏の 点からこれを分析した先行研究が存在する。これら諸研究のうち、 この答申は開放的な教員養成を否定し、 の内容および反響をもっとも詳細に分析している。 能な数少ない事例なのである。 さて「教員養成の改善方策 『戦後日本教員養成史研究』所収の論考が、 (答申)」については、 国家の関与と目的的な計画養 同研究によると、 教員養成史の 審議過程、 Щ 観

表 1 中央教育審議会答申一覧(第 1 ~ 9期)

期	答 申 名	答申年月日	審議期間	特別委員会の有無
第1期	義務教育に関する答申	昭和28年7月25日	6か月	不設置
	社会科教育の改善に関する答申	昭和28年8月8日	7か月	不設置
	教員の政治的中立性維持に関する 答申	昭和29年1月18日	4か月	第3特別委員会
	医学および歯学の教育に関する答 申	昭和29年2月8日	1 か月	不設置
	義務教育学校教員給与に関する答 申	昭和29年8月23日	11か月	第2特別委員会
	大学入学者選考およびこれに関連 する事項についての答申	昭和29年11月15日	6 か月	第4特別委員会
	特殊教育ならびにへき地教育振興 に関する答申	昭和29年12月6日	3か月	不設置
	かなの教え方についての答申	昭和29年12月20日	1 か月	不設置
第2期	私立学校教育の振興についての答 申	昭和30年9月12日	7か月	第5特別委員会
	教科書制度の改善に関する答申	昭和30年12月5日	2か月	第6特別委員会
	教育・学術・文化に関する国際交 流の促進についての答申	昭和31年7月9日	3か月	第8特別委員会
	公立小・中学校の統合方策につい ての答申	昭和31年11月5日	3か月	第9特別委員会
	短期大学制度の改善についての答 申	昭和31年12月10日	2年2か月	第7特別委員会
第3期	科学技術教育の振興方策について (答申)	昭和32年11月11日	6 か月	第10特別委員会
	勤労青少年教育の振興方策について (答申)	昭和33年4月28日	7か月	第12特別委員会
	教員養成制度の改善方策について (答申)	昭和33年7月28日	1年1か月	第11特別委員会
	育英奨学および援護に関する事業 の振興方策について (答申)	昭和34年3月2日	7か月	第13特別委員会
第4期	特殊教育の充実振興についての答 申	昭和34年12月7日	5か月	第14特別委員会
第5期	大学教育の改善について (答申)	昭和38年1月28日	2年9か月	第15~18特別委員会
第7期	後期中等教育の拡充整備について (答申)	昭和41年10月31日	3年4か月	第19、第20特別委員会
第8期	当面する大学教育の課題に対応す るための方策について(答申)	昭和44年4月30日	5 か月	第24特別委員会
第9期	今後における学校教育の総合的な 拡充整備のための基本的施策につ いて(答申)	昭和46年6月11日	3年11か月	第21~23、25~28特別 委員会
	今後における学校教育の総合的な 拡充整備のための基本的施策につ			委員会

出典:教育事情研究会『中央教育審議会答申総覧(増補版)』(ぎょうせい、平成4年)をもとに筆者が作成。

こうした山田氏の評価は、也の先行研究こおいても支持される各方面の批判を招き結果的に実施に至らなかったとしている。養成方針に重要な軌道修正を加えようとするものであったため、

出して分析していることが分かる。き合わせて見てみると、同氏の研究は計画養成に関する議論のみを抽なっている。ただ山田氏の研究と第一一特別委員会の議事概要とを突なっている。

確かに答申文を見ると、計画養成が最大の特徴であることは一目瞭然である。しかし第一一特別委員会の議事概要を見ると、計画養成もとが分かる。ところが山田氏の研究は、こうした大学制度に関する議とが分かる。ところが山田氏の研究は、こうした大学制度に関する議論が答申に与えた影響について分析を行っていない。筆者としてはこの点に疑問を感じ、審議内容に即して答申を再評価する必要があるの点に疑問を感じ、審議内容に即して答申を再評価する必要があるの点に疑問を感じ、審議内容に即して答申を再評価する必要があるのではないかと考えている。

を分析し、「教員養成の改善方策(答申)」の評価について再考する。そしてこれを踏まえた上で、第二章において第一一特別委員会の議論過程を分析し、当該期における中教審の審議の特徴を明らかにする。以上のような点を踏まえ本稿では、まず第一章において答申の形成

# 第一章 答申の形成過程に関する分析

# 第一節 第三期中教審への諮問に至る過程

### (一) 第三期中教審の発足

昭和三二(一九五七)年一月二四日、第二期中教審の委員の大半が

方向」として考えていた。川二郎)は、第三期中教審の発足にあたって次の三点を「強化すべき川二郎)は、第三期中教審の発足にあたって次の三点を「強化すべき足に向けた準備を開始した。当時の担当者(調査局企画課課長補佐石任期切れを迎えることとなった。これを受け文部省も第三期中教審発

二、専門調査員 臨時委員の必要なもの一、Steering Committee により任期内の Schedule をつくること

### 一、回数の増加

措定していた。 「Steering Committee」とは、委員の代表者からなる運営委員会のこうに 長期計画を立て、それに沿って審議を進める態勢を整えようとしてい とである。すなわち文部省の担当者としては、中教審が「自主」的に

#### 中教審

○防波堤的性格

○専門家の集りによる修正の可能性もあるが、□□支持もえられ

るもの (十分検討する機関)

○主要法案はすべて中教審にかける(拒否権を予想

○項目を限定して必ず中教審にかける

○他の審議会との関連

○調査会と同様に案を作らせるものが―事務局

「立案は文部省で説明(拒否は考えられない 相互検討する法案を

つくる」

「防波堤的性格」という表現からも明らかなように、文部省の担当者

主体性も尊重しようとしていたことが分かる。を限定して必ず中教審にかける」とも記されており、同時に中教審の一方で「主要法案はすべて中教審にかける(拒否権を予想)」、「項目は中教審を権威付けに利用しようとしていたことがうかがえる。その

野からバランスを取って委員を選定するとともに、 関係文書を見ると、文部省の担当者は、第一期や第二期のように各分 の点とも関係するが、委員の選任段階では、①学力増加、②産業教育 を前提とした委員候補者の振り分けを行っていることが分かる。後述 形跡も見あたらない。このため少なくとも主管課(調査局企画課) 係の史料の中には、こうした考えに対する反発や反対があったような 体がこうした考えを共有していたかは不明である。 る方向で検討が加えられていた。 られていった。その中で特に注目されるのが委員の選任方法である。 こうした意識に基づいて実務を担っていたと推測されるのである。 さて、こうした方針に沿って第三期中教審発足に向けた準備が進め ただ、これらはあくまでも担当者のメモである。このため文部省全 ③勤労青少年、 ④教員養成について特別委員会を設置す 特別委員会の設置 しかし委員選定関 は

五七回総会を開くこと、②諮問は第五八回総会で行うこと、③相談の3今後の運営方針などが協議された。この結果、①三月二三日に第れるとともに、①第五七回総会の開催日時、②諮問事項の取り扱い、れるとともに、①第五七回総会の開催日時、②諮問事項の取り扱い、このように準備がある程度進んだ段階で、昭和三二年三月一二日にこのように準備がある程度進んだ段階で、昭和三二年三月一二日に

が決定された。 上で臨時委員を任命すること、④運営委員会の設置とそのメンバー、

うにすること」という要望が出されたのであった。 とのこと。但し、文部省が答申の実施に努力し、審議にはりのあるよの二本建はこまる。天野委員としては初中局案から審議するのがよいまた、この打ち合わせにおいて天野会長・河原副会長側から「諮問

たのではないかと推測されるのである。は中教審が円滑に審議を進めるための条件を整えていたに過ぎなかっ以下で述べるような具体的な審議の過程と合わせてみると、事務当局に一方的に従属していたと評価するのは早計であると思われる。また承というプロセスを経ている。このため中教審が事務当局(文部省)ただ、こうした計画の決定は、天野会長・河原副会長との協議・了

# (二) 中教審への諮問と総会での審議

たちから質問あるいは意見の表明が行われた。 大臣から「教員養成制度の改善について」が中教審に諮問された。同 大臣から「教員養成制度の改善について」が中教審に諮問された。同 大臣から「教員養成制度の改善について」が中教審に諮問された。同 大臣から「教員養成制度の改善について」が中教審に諮問された。同

#### 表2 第11特別委員会委員一覧

区 分	氏 名	当時の役職	備考
主 査	河原 春作	大妻女子大学長	元文部次官、主査(病気のため 中途で辞任)
	安藤哲治郎	中央区常磐小学校長	
	奥井復太郎	慶応大学長	
委員	木下 一雄	東京都教育委員会委員長	教刷委委員、元東京学芸大学長
安 貝	沢登 哲一	東京都立小石川高等学校長	
	増田 栄	評論家	
	森戸 辰男	広島大学長	元文部大臣、教刷委委員
	内藤卯三郎	愛知学芸大学長	
	林 伝次	埼玉大学教授	
臨時委員	日高第四郎	国際基督教大学教授	元文部次官
	村上 俊亮	東京学芸大学長	第14回より主査
	遠藤哲次郎	千代田区立千桜小学校長	第4回より参加
会 長	天野 貞祐	独協中学・高校長	元文部大臣、教刷委委員

出典:前掲『中央教育審議会答申総覧(増補版)』をもとに筆者が作成。

て配付され、これらについて文部当局の説明と質疑応答が行われた。ঞ

そして昭和三二年七月二二日に開かれた第六二回総会から内藤卯三

林伝次、

日高第四郎

村上俊亮の四氏が臨時委員として加わった。

.総会では教員養成制度の改善方策について自由討議が行われたの

第一一特別委員会

(表2参照)

の設置が決定されたのであった。

状況と予算額

「都道府県教育長協議会、

事する教員養成の改善についての答申」、

「諸外国における教員養成制

現職教員の実施

「基準学歴別経験年齢別平給俸給額」、

(昭和二二年以降)」、「国立教育研究所のアンケート結

小学校長会からの意見書」

が資料とし

続いて第六一回総会

(昭和三二年七月一日)では、

「理科教育に従

二本建はこまる」という天野・河原両委員の意見とあわせて考える 審議に見通しがついたため「教員養成制度の改善について」の諮問に Ł, 特別委員会の中間報告が行われていることである。すなわち「諮問の 思われる。 する総会の速記録を見る限り粛々と審議が進められた印象が強い。 踏み切ったと考えられるのである れは事務当局が、 このように諮問から特別委員会設置に至る過程を概観したが、 このタイミングで諮問が行われたのは単なる偶然とは考えにく むしろ事務当局は、 また注目すべき点としては、第六二回総会において第一○ 事前に周到な準備をしていたことの影響が大きいと 両委員の意見に配慮して第一〇特別委員会の 関係

### 第二節 第一一特別委員会における審議過程

第一回から第五回会議まで

開始された。同会議では、まず事務当局が次記の文書を配付した。 このため実質的な審議は、 市教育長)、 務主任)を参考人として招致し、現場の実情について意見を聴取した。 第一回の会議では、 一一特別委員会での審議は、 堀越通雄 (水海道中学校長)、宮崎靖 黒沢得男 (群馬県教育長)、 第二回会議 昭和三二年八月一三日から開始され (昭和三二年八月二六日) (四谷第四小学校校 楠原信一(千葉 から

### 教員養成制度改善の審議順序

最初に教員養成の基本理念を明らかにする。 教師像を確立する その際望ましい

次に望ましい教師像を実現する手段方法を現行の教員免許制

度の分析、 教員養成大学学部の内容の検討と併行して研究す

三 教員養成制度の関連事項としての需給調整、

人材誘致等

の手

段方法を検討する。

る

制度と教員養成学部の検討→③需給調整・人材確保など付随事項 同文書からは、①望ましい教師像の検討→②①にもとづいて教員 という段取りを事務当局が想定していたことがうかがえる。

討

原案として第三・四回会議において審議が進められた。 うことを意味している。すなわち事務当局は、 していることである。このことは第一一特別委員会の審議には初めか 議において村上委員より「教師像」と題する文書が提出され、 委員たちが望ましい教師像について議論を開始した。そして第三回会 ら十分な時間が確保されており、 査が審議期間について「この審議については何らの制約も受けていな いて委員たちが自由討議を行った。この中で注目されるのは、 くして独自の結論を得ることを望んでいたと推測されるのである。 その後、 さて第二回会議では同文書の説明が行われた後、 したがって来年度予算に間にあわせるということもない」と発言 第二回会議では「教員養成制度改善の審議順序」 事務当局もそれを了解していたとい 特別委員会が議論を尽 審議の進め方につ に従い、

三〇日) について審議が開始されることとなった。まず村山松雄教職員養成課 改善の審議順序」に従い、 この結果、望ましい教師像については第四回会議(昭和三三 の前半において一定の結論に達した。 第四回会議の後半から現行の教員免許制度 そこで「教員養成制度 一年九月

判的な意見が相次いで出されたのであった。 員免許制度の前提となる大学制度のあり方について、委員たちから批長免許制度の前提となる大学制度のあり方について、委員たちから批をもとに審議が進められるはずであったが、実際に議論が始まると教長が配付資料「単位修得方法」について説明を行った。そして同資料

度のどこから審議を始めるかは問題だが、望ましい教員を養成するに う大学の現状と問題点」という文書が配付・説明され、 議 連する大学制度の問題にも入った方がよいと思う」という反論を受け まかいところはわからぬから大きな基準をやるのはよいが、 と発言し、軌道修正を図ろうとした。しかし森戸委員より「基準のこ はどうしたらよいかというところから入って頂いた方がよいと思う。 いう審議順序から逸脱しており、 いて自由討議が行われたのであった。 る結果となった。そこでこうした委員たちの意見を受けて、 あったと思われる。そこで緒方大学学術局長は、「免許制度、 こうした議論の展開は、望ましい教師像に基づいて議論を進めると (昭和三二年一〇月二一日)では大学学術局長より「教員養成を行 事務当局としては困惑するもので 大学制度につ 第五回会 それと関 大学制

# (二) 第六回会議から第一六回会議まで

与、⑤教員養成を円滑ならしめる諸方策、⑥義務教育学校以外の学校養成機関の望ましい在り方、④計画養成以外の方法による教員資格賦書は、①教員養成を計画的に行う必要性、②教員養成の責任、③教員一一日)では、事務当局より「望ましい教員養成の在り方を考える場合に検討を要すると思われる諸点」と題する文書が配付された。同文合に検討を要すると思われる諸点」と題する文書が配付された。同文合に検討を要すると思われる諸点」と題する文書が配付された。同文名の機関を踏まえて、第六回会議(昭和三二年一月

ら構成されている。養護学校)、⑧現職教育、⑨望ましい教員免許制度、という九項目か(高校、幼稚園)の教員養成、⑦特殊教育学校(盲学校、ろう学校、

文書の項目に従って議論が進められたのであった。
文書の項目に従って議論が進められたのであった。
を優先的に取り扱うように構成されている。すなわち審議の重点が、を優先的に取り扱うように構成されている。すなわち審議の重点が、を優先的に取り扱うように構成されている。すなわち審議の重点が、を優先的に取り扱うように構成されている。すなわち審議の重点が、を優先的に取り扱うように構成されている。すなわち審議の重点が、を優先的に取り扱うように構成されている。

ででいまったと考えられるのである。 こに出席しておられる方々は教員養成を計画的に行う必要性を認めておられるようだが、意見をまとめるために、一度意見を述べられた方ももう一度述べて頂きたい」と発言していることである。この発言からも明らかなように計画養成という主張は、すでに第五回会議までにのように計画養成のであった(後述第二章第一節参照)。このため「望ましい教員養成の在り方を考える場合に検討を要すると思われる諸点」は、事務当局が一方的に作成したものではなく、会議の内にお話点」は、事務当局が一方的に作成したものではなく、会議の内に出席して注意すべきは、第六回会議において河原主査が「ここれに関連して注意すべきは、第六回会議において河原主査が「ここれに関連して注意すべきは、第六回会議において河原主査が「ここれに関連して注意すべきは、第六回会議において河原主査が「ここれに関連して注意すべきは、第六回会議において河原主査が「ここれに関連して注意すべきは、第六回会議において河原主査が「ここれに関連して注意すべきは、第六回会議において河原主査が「ここれに関連して注意する。

であった。そして第七回会議でも引き続きこの問題が議論された。ことの発言があり、計画養成の内容・範囲を巡って議論が重ねられたの浜の各委員が意見を述べたが、いずれも賛成意見であった。そこで森戸の各委員が意見を述べたが、いずれも賛成意見であった。そこでなて、こうした河原主査の問題提起に対して村上、日高、沢登、遠藤、

論が交わされたのであった。引きの問題)をめぐり、大学学術局長と委員たちの間で踏み込んだ議のなかで計画養成の責任の所在(どこまで国が関与すべきかという線

論点となったのであった。 流点となったのであった。 流点となったのであった。 流点となったのであった。 流点となったのであった。 流点となったのであった。 、大学制度の問題が改めだことである。 にとどまらず新制大学のあり方にまで議論が及んだことである。 には、教員養成機関のあり方と大学制度の のように第一一特別委員会では、教員養成機関のあり方と大学制度の のように第一一特別委員会では、教員養成機関のあり方と大学制度の には、第八回から第一一回会議に 次に教員養成機関のあり方については、第八回から第一一回会議に

# 二)第一七回会議から第二一回会議まで

に会議で出された委員の意見が箇条書きでまとめられている。 題する文書を作成し、 を円滑ならしめる方策、 計画養成の必要、 蓄積を踏まえて事務当局は「第一一特別委員会における主な意見」と **員養成に関する諸問題について議論を重ねていった。こうした議論の** 上述のように第二回会議から第一六回会議にかけて委員たちは、 ②養成制度、 第一七回会議において配付した。同文書は、 ⑥経過措置の六項目から構成され、 ③現職教育、 ④免許制度、 ⑤教員養成 項目ごと (1) 教

は、事務当局によって改めて系統的にまとめられ「養成と免許」とい月一二日)では委員の意見調整が図られた。こうした意見調整の結果叩き台として第一七回会議(昭和三三年六月二日)、一八回会議(六会議で出された委員の意見を整理した文書であった。そして同文書を会議で出された委員の意見を整理した文書であった。そして同文書を

交わされた。 (語) で配付され、これについて質疑応答がでは事務当局より答申の構成案も配付され、これについて質疑応答がこれに基づいてさらに意見の調整が図られたのであった。また同会議う文書になった。同文書は第一九回会議(六月一六日)で配付され、

金の問題を中心に委員たちが意見を述べたのであった。 れ、委員の間で議論が交わされた。さらに同会議では事務当局より「残れ、委員の間で議論が交わされた。さらに同会議では事務当局より「残和三三年六月三○日)では事務当局より答申構成案の改訂版が配付され、委員の間で議論が交わされた。さらした一連の意見集約および調整作業の結果、第二○回会議(昭二の日題を中心に委員たちが意見を述べたのであった。

八郎 見の陳述が行われた。 形大学長)、 たと思われる。 いうよりも答申案の大枠に対する反応を確認するという性格が強かっ ことが分かる。このため同会議での参考人招致は、 適正化など答申案の大枠に沿った形で陳述や質疑応答が行われている 二一 回会議 こうして第一一特別委員会の議論がある程度まとまった段階で、 (早稲田大学)、稗方弘毅 (和洋女子短期大学部学長)、関口勲 黒沢得男 (昭和三三年七月七日) ただその内容を見ると、 (群馬県教育長) が開かれた。 が参考人として招致され 計画養成や免許制 同会議では、 意見を聴取すると 人々木 <del>Ш</del> 第 意

### 第三節 答申の決定過程

に対して各委員から質問が出されるとともに、意見の提示があった。木下主査より第一一特別委員会の中間報告が行われた。この中間報告昭和三三年七月一四日午前、中央教育審議会第七一回総会が開かれ、

ただ、同日午後に開かれた第一一特別委員会第二二回会議の冒頭にただ、同日午後に開かれた第一時別委員会第二二回会議の冒頭にただ、同日午後に開かれた第一一特別委員会第二二回会議の冒頭にただ、同日午後に開かれた第一一特別委員会第二二回会議の冒頭にただ、同日午後に開かれた第一一特別委員会第二二回会議の冒頭にただ、同日午後に開かれた第一一特別委員会第二二回会議の冒頭に

が行われた。その結果、答申案は一か所が修正された。 七二回総会に諮られた。同総会では、答申案に対する質疑応答と審議こうして作成された答申案は、昭和三三年七月二八日に開かれた第

を踏まえたものであり、内容に関わる修正ではなかった。た十分な専門的知識と児童生徒の教育に即した教職教養を有しなければならない」という表現から「十分」を削除するというものであった。ばならないという人が出てくるのじゃないか」という茅誠司委員の意見ならないという人が出てくるのじゃないか」という茅誠司委員の意見に即しただこの修正は、答申案前文の「教師は(中略)社会の進展に即しただこの修正は、答申案前文の「教師は(中略)社会の進展に即しただこの修正は、答申案前文の「教師は(中略)社会の進展に即しただこの修正は、答申案前文の「教師は(中略)社会の進展に即しただこの修正は、答申案前文の「教師は、

式に決定され、同日、中教審より文部大臣に答申されたのであった。 このようにして「教員養成制度の改善方策について(答申)」は正

## 第二章 中教審での議論の焦点

ゆくとともに、その内容と答申との関係について考察する。議において問題となった①計画養成と②大学制度に関する議論を見て作成された。こうした経緯を踏まえ本章では、第一一特別委員会の審論に基づいて

### 一節 計画養成をめぐる議論

意見 二回会議前半の内容を確認した上で、 回会議が最初であった。ただその議論の前提として第一回会議および た公聴会であった。この公聴会で出された意見は、 無視できないと思われる。そこで本節では、 第二回会議前半の審議内容は関連性が強く、 わりに「教員の心構え、 議事概要と「教員の心構え、適性、学力、指導力等についての現場の (参考人の意見の要旨)」を次に引用し、 回会議の議事概要は省略が多く、 さて前章で確認したように第一回会議は、 第 (参考人の意見の要旨)」という文書にまとめられた。 一一特別委員会が計画養成の問題を本格的に議論したのは、 適性、 学力、指導力等についての現場の意見 不明な点が少なくない。そこで代 第四回会議の審議を見てゆく。 公聴会で出された意見を確認 委員たちに与えた影響を 教育現場の関係者を招 まず第一回会議および第 事務当局によって

限り四年課程卒を望んでいる。

9る(※傍線筆者)。

主として新制大学卒業の教員について

#### イ 長所

もち、学問的、理論的裏付けをもっている。

素直で柔軟性があり、新しいものにじかに当っていく意欲を
素直で柔軟性があり、新しいものにじかに当っていることに
の上でも年ごとに向上しつつある。教養をもっていることに

二、男教員が女教員より積極性があり、指導力においてまさって

三、四年課程卒は二年課程修了者より優秀であり、現場はできるいる。

#### 口 短所

一 使命感、適性に関するもの

- 一)倫理観念が異なっている者があるように思われる。例えば、人間として功利的にすぎるのではないか。(小学校の場合専門が異なるのでピアノを引けないのは当然である、というきえを持っているものが多い。大学において最低必要単位を取得して、できるだけ多種の免許状をとる。出勤時間に遅れる。仕事に責任をもたない。生徒・児童に禁じたことを自ら破る。)
- (二) 教員として不作法ではないかと思われる点がある。
- (三)教員志願の動機に問題がある。止むを得ず学芸大学ミトント へる

ものもあるので教員養成大学の入試は一期校にしたらどう

か。

### 二 学力に関するもの

りこなすのに比べて、各教科の基礎的理解に乏しく、学級のものは専門の研究をもたなかったが一応どの教科でもやい学校の場合専攻教科については研究が深いが、旧師範卒

を感じさせる。又専門教科の研究といっても理科、社会科、(二)中学校においても一教科教員になりきっており、幅の狭さ

担任として偏っている

該教科全般にわたっての研究がなされていない。

職業科、家庭科等については一分野のみの専門であって当

(三) 特に小学校においては図工、音楽、体育等の技術面に欠け

### 三 指導力に関するもの

ている。

な講義を一応受けてきたに過ぎない感がある。(旧師範卒の(一)小、中学校教員とも教職教養が身についていない。観念的

ものは、教職に必要な技能をもち、教職に対する意識をもっ

#### ていた。

に多いと考えられていたことが分かる。また短所として指摘されていこの文書を見ると新制大学出身の教員は、長所よりも短所が圧倒的習は最小限二ヶ月、できれば一学期位必要である。(二)小、中学校教員とも現場の指導技術に欠けている。教育実

ることがらは、教員に必要な教育技術が習得できていないことに起因

者)。

が現行制度発足時の事情について次のような証言を行った 討議が行われた。このなかで森戸辰男委員の提案を受けて、

日高委員

(傍線筆

石田雅春 中央教育審議会の実態に関する一考察

> 員養成制度改善の審議順序」が配付され、 四郎委員がおこなった証言である。 すると思われるものが多い。このように教育現場では、 の欠点を各委員に強く印象づける結果になったと思われる。 このためこの公聴会で出された現場の意見は、 な新制大学出身の教員に対して不満を抱いていたことがうかがえる。 これに関連して注目されるのが、 第二回会議の前半において日高第 第二回会議では、事務当局より「教 審議の進め方について自由 新制大学での教員養成 技術的に未熟

だけもとの師範は消そう、 CIE 主とする学芸大学、 教育を主とし他の学生と一緒に教育されるたてまえの教員養成を とすれば師範型の温存となる……という点であった。 範をもとにして作らなければならぬ。 するという意味でこだわらないということであった。 された。いわゆる教育上の technique については、 ②教えることについての十分な学力という二ツの資格が強く主張 善が図られた。良い教員の資格としては①人間的に豊かな教養 日 心したところは、 上三ツの資格を結びつけて計画養成に必要な学校を作り、できる 高 の関係者は 当時は師範型の欠陥の是正という方向において、 「科学的な教育技術」を強調していた。それで以 全く新しい学校は作れない、 というものを作ったわけである。ここに妥協 という考えであった。 しかしいわゆる「教育大学」 従来の学校即ち師 文部省として苦 師範型を払拭 そこで一 ところが 制度の改

言によって確認したのであった。

がある。 但し東京の教育大学は例外的なもの

会長 方であった。しかし教員のための大学も必要だという議論があっ て妥協として学芸大学ができた。 はじめは、 教員養成のための大学はいらない、

森戸 学芸大学は文部省の意図とは違ったものとなってきたので

はないか。

制約を受けたため、十分な改革を実現することができなかったという 部省の学校教育局長を務め、 制大学出身教員の教育技術が未熟であるという実情を当事者たちの証 審議の開始にあたって①占領期の改革が不完全なものであった、 認識を示したのであった。このように第一一特別委員会の委員たちは たった人物である。 日高第四郎は、 日高 系統の人達だけでなく毛色の変わった人も入れることを考えた。 をしばって物を動かせ、 せざるを得なかった。 学芸大学の校舎、 昭和二一(一九四六)年五月~昭和二四年五月まで文 その日高委員が、改革の実施過程において様 人事については、 というような実情であった。 設備等は予算の関係で師範のものを利用 当事者として教員養成制度の改革にあ 文部省に権限がなく ただ師範の 丰

できてそれによって大学の教育課程がきめられている。 後半から教員免許制度全般についての審議に入った。この中で、まず 森戸委員より「大学教育との関係だが、 に従い望ましい教師像について審議が行われた。そして第四回会議の その後、第三回会議および第四回会議の前半では、 教員養成に関しては免許法が 事務当局 医学、 0) 計画

場合とは逆の関係にある。それが妥当なのかどうか。大学が免許制度いう問題提起があった。
いう問題提起があった。
いう問題提起があった。

これを受け「〔※学芸学部は〕過去の惰性を除去しようとしてできたもので免許資格を表面に出しているのだが五○万人も必要な義務教育教員の養成には不適当な点もある。既に一○年を経たのだから再検育教員の養成には不適当な点もある。既に一○年を経たのだから再検るのがよいと思う。開放主義の建前には反するが」(林委員)、「中学コースをとったものが、小学校の免許もとれるので中学に就職できぬので小学校にくらがえしてくるのが多い。小学校のコースを四年やっても十分だと思えないのに、就職するのはどうかと思う、中と小を一緒にとれるようにするのはどうかと思う」(遠藤委員)というように開放とれるようにするのはどうかと思う」(遠藤委員)というように開放とれるようにするのはどうかと思う」(遠藤委員)というように開放とれるようにするのはどうかと思う」(遠藤委員)というように開放とれるようにするのはどうかと思う」(遠藤委員)というように開放とれるようにするのはどうかと思う」(遠藤委員)というように開放とれるようにするのはどうかと思う」(遠藤委員)というように開放とれるように対象がある。

なく改善についての意見を求めた。件を免許法で規定すればよいのではないか」と、現行制度の否定ではこれに対して村上主査代理は「大学における教員養成の望ましい条

ベルを下げているので、大学としては教員養成のために十分に学問をしかし森戸委員より「免許法は最低限度のコースをきめている。レ

いか」と反論があった。
いか」と反論があった。
一○年たった今日、名実そなわるようにすべきなわらない制度だから一○年たった今日、名実そなわるようにすべきなわらない制度だから一○年たった今日、名実そなわるようにする実

た学のカリキュラムが初めにかくあるべしというものとしてできていた学のカリキュラムが初めにかくあるべしというものとしてできていた学部ができた。しかし初めに作った学部とは違ったものになってきま学部ができた。しかし初めに作った学部とは違ったものになってきま学部ができた。しかし初めに作った学部とは違ったものになってきている。従って今は教育大学としてはっきりしてしまった方がよいとま学部ができた。しかし初めに作った学部とは違ったものになってきている。従って今は教育大学としてはっきりしてしまった方がよいと表示ができた。しかし初めに作った学部とは違ったものとしてできている。従って今は教育大学としてはっきりしてしまった方がよいと思うというように開放制の抜本的な見直しを求める意見が相次いで出された。

言した。

**意見(村上)**小、中学校の教員に限って考えるとすれば、計画的

意見 意見 意見 (日高) **意見(遠藤)**小、 う る。 はっきりさせて行く方がよい 点からも必要だと思われる いては、高校との関連を考えれば必ずしも必要でないように思 と思うが、 その誤りを繰り返さないために、 学芸大学のできる時の状態については御承知のこと 小学校教員の計画養成は必要だと思う。

に対する情熱をそがれている。 画養成が必要である。 (森戸)義務教育教員については計画養成をする必要があ 良い教師を得るためにも、 中学校の教員志望の学生は就職の不安から教育 教員養成学校の卒業生の就職の 安定した職場を与えるためにも

第四・五回会議の議論の中で委員の間から自然に打ち出されたもので 実現するのかという中身の問題が議論されることとなったのであっ 肯定的な認識がすでに共有されていたことがうかがえる。このため第 六回会議以降の審議では、 以上、 これらの発言からは、 た。また、こうした意見の背景には各委員の経歴もさることなが 一回会議 計画養成に関する議論を見てきたが、 (公聴会)で出された現場の意見や日高委員の証言が この段階において委員間で計画養成に対して 計画養成を前提として、それをどのように 計画養成という主張は、

### 大学制度をめぐる議論

教員養成の目的を

中学校につ

固有の問題だけでなく、文理学部、 する問題を例に取り上げ具体的な議論の展開を分析する 分かる。こうした問題のうち本節では、 の設置など当該期の新制大学が直面していた問題も論じられたことが 論は、第一一特別委員会の審議でも大きな割合を占めることとなっ つこととなった。このため前章で確認したように大学制度に関する議 がらこの結果、 占領改革によって教員養成は大学で行われることとなった。当然な ただ、その内容を見てゆくと、 教員養成の問題と大学制度の問題は密接な関わりを持 教養教育、 教育実習や履修科目など教員養成 ①大学自治と②文理学部 単位制、一府県一大学

### 大学自治の問題

され、これを契機に委員間で教員養成の責任と養成機関のあり方が議 なる制度でやるかが問題である。 教育の教員養成そのものに国が責任を持つのは当然だが、それをい のかという問題が議論された。すなわち緒方大学学術局長より「義務 の問題と絡まり合いながら以下のような議論が展開されたのであった どういう風に実現するか審議していただきたい」という問題提起がな た。これを受けて第七回会議では、 論された。こうしたなか教員養成の基準設定が議題となり、 先述のように第六回会議におい (中略) て、 計画養成をどのように具体化 計画養成の必要性が確認され 国の責任を実際に制度的に 大学自治 する

大きな問題である。 (森戸) 大学基準には教員養成の基準はない。 医師に関しても教員養成と類似した点がある これは大学制度の

大きな影響を与えていると推測されるのである

と思うが基準維持はどのように行われているのか。

| |学の医学教育が基準に合っているかどうか判断し、助言をしてい学の医学教育が基準に合っているかどうか判断し、助言をしていく教職員養成課長)医師には国家試験があり、視学委員会が各大

(森戸) 大学がいつも基準に適合した教育をしているかどうか調べるのは大学自治の上から問題だが医学のようにすれば問題はないであろう。教員養成を大学と違うところでやるとすれば別問題だが、大学でやる以上教員養成には特殊な性質があるからといって基準が守られているかどうかを調べるのはやはり大学自治の原則を侵すことになろう。スタートをはっきりさせ、その後は卒業則を侵すことになろう。スタートをはっきりさせ、その後は卒業

度をどうするかは問題である。程度の規制をする必要がでてくると思うがやむを得まい。その限程度の規制をする必要がでてくると思うがやむを得まい。その限を強めるとすれば特別の基準とそれを維持する方法が要る。ある

(森戸)計画養成だからということだけで大学の自治に例外を認めるのは大学管理の点から問題がある。どういうところで教員養めるのは大学管理の点から問題がある。どういうところで教員養めるのは大学管理は必ずしも国がやるのではない。ブロック毎に付上)維持管理は必ずしも国がやるのではない。ブロック毎にやる方法もある。私立大学を含めて考えた場合、認定後の維持運やる方法もある。私立大学を含めて考えた場合、認定後の維持運やる方法もある。私立大学を含めて考えた場合、認定後の維持運やる方法もある。私立大学を含めて考えた場合、認定後の維持運

度の基準をどのような形でやるか考えるべきだ。大学基準協会の準と免許法があるが、「教員養成の基準設定」という場合どの程がしその方法に問題があることは事実である。現在、大学設置基

それは基準とはいえない。

(森戸) 現在、大学における教員養成の基準はない。まず基準を作ること。基準に従って維持するのにアメリカでは基準協会があってこれが評価している。日本でも基準協会はあるが評価はるか、監督者の立場でやるかよく考えねばならぬ。教員養成につるか、監督者の立場でやるかよく考えねばならぬ。教員養成については発足当初から甘かった。教員の資質に対する考え方がゆるかった。ゆるいのを認めて監督するのではむずかしい。

ある。 では教職科目と専門科目とが乖離している。 で出ているかを考えれば一応その基準は考えられると思う。 はないが、養成大学といわれるところでの一般教育がどういう形 での一般教育も考えられると思う。大学基準には教員養成の基準 る。 ある。将来教員養成の性格をはっきりさせるようにする必要があ ている。そのような大学の卒業生が教員になっているのは問題で 成を目的とした教育はせず、認定されたからその一部としてやっ いれば認定できることになっている。従ってどの大学でも教員養 の大学でもなれる。免許法により必要な学科と教員組織が整って (木下)基準と管理についてだが、現在は教員養成機関にはどこ 医学進学コースができている事実に照らし、 教員養成大学としての目的をもつ以上は、 大学自体にも不備が その性格をはっ 教員になる目的

### きりさせる必要がある。

それより少し高いところに基準を決めるというところに問題がある。 ぐって行われた。そしてその障害の一つとして、 以上のように計画養成の実施に関する一連の議論は、 うような弊害をもたらしていると認識されていたのであった。 たものを設置の基準とした。しかし基準協会の本来の働きができてい が現状である」(大学学術局長)、「国では基準協会の基準を少し低め れるものを国で決めるべきである。実態は最低基準を下廻っているの 国の基準は低いからこれを高めるというのでは困る。 提として大学自治の原則との整合性をつける必要があったのである。 大学に対して基準の維持を求めることは難しいと考えられたのであ 摘されたのであった。すなわち大学自治の建前のため、 の基準を設定し、どのような形で大学に遵守させるのかという点をめ れている。ここに検討を要すべき点があると思う」(日高委員)、とい いという現状だ。基準協会に水準を高める作用があるとの前提がくず る。このため基準を設定し計画的な教員養成を実現するには、その前 また、こうした大学自治の原則は、 いかしその後の特別委員会の議論を見ると、その具体的な方法につ 一度認定を受けてしまうとその後基準を割ってもどうもできな 既に「国が基準を決め、 大学自治の問題 大学で守ってく どこが教員養成 外部の機関が 大学は が指

### (二) 文理学部をめぐる議論

股論を述べるにとどまった。 と一文理学部の問題については、主として第一○回会議で議論が交わさ を関論を述べるにとどまった。 と一文理学部の問題については、主ず教員養成のための教育課程について議 た。第一○回会議では、まず教員養成のための教育課程について には専門的技術的問題が多くあるからここでは原則論を打ち出し、後は専門 門的技術的問題が多くあるからここでは原則論を打ち出し、後は専門 門的技術的問題が多くあるからここでは原則論を打ち出し、後は専門 ではせればよい」(村上委員)、「一般教育について問題点を指摘 を指摘 を記述べるにとどまった。

学校課程の学生は教科専門科目は文理学部で受け、 ところが最も問題だ。 問題が論じられた。まず村上委員より「教育学部と文理学部とを持つ 全責任を負えない。 教育学部との関係は薄くなる。 教育学部で受けることになっている。それを最小限しかやらないから るところがあるようなないような状態なので教官との接触が薄い。 なると文理学部との平等を主張する。 林委員より「補導の問題を教育学部で考えても学生の方は都合が悪く で教員養成にとって最も重要である」との発言があった。これを受け のにそれを文理学部に委すのはおかしい。学生補導は教科指導と並ん 続いて学生補導の問題が取り上げられ、これに関連して文理学部 (中略) 三年になってから教職専門科目を私の 教員養成にはオリエンテーションが最も重要な 教育学部ではそのような学生について 特に小学校課程の学生が所属す 教職専門科目だけ 中

基準の設定のみが盛り込まれ、

大学自治の問題と直接関係のある基準

このため答申では

いては十分な審議が行われていないことが分かる。

維持の方法については具体的に言及されなかったのであった。

摘したのであった。現場の実情を踏まえて文理学部と教育学部の連携不足に因る弊害を指現場の実情を踏まえて文理学部と教育学部の連携不足に因る弊害を指まかせない」という意見が述べられた。このように村上・林両委員は、でやるが、それまでは本人を知らないので補導や就職斡旋等が思うに

出された。出された。

性急な結論を出すことに対して自制を求めたのであった。すなわち森戸委員は、大学制度全体に関わる問題であるため委員会がが、文理学部はこうあるべきだというのはどうかと思う」と述べた。当然だから、教員養成の方からこうするのが望ましいというのはよい当然だから、教員養成の方からこうするのが望ましいというのはよいこれに対し森戸委員は、「文理学部のあり方については国立大学協

いう意見が出されたのであった。野会長)というように、より大きな視座から問題を捉え直すべきだとできない」(村上委員)、「一度学校制度全般の審議をやるべきだ」(天学のカリキュラムを解決しなければ〔※文理学部を〕分離することはこの問題については次の第一一回会議でも議題になったものの、「大

このように文理学部に関する議論は、教員養成の範囲で成案を得る

いう表現が盛り込まれ、直接言及することが避けられたのであった。う提案を受けて、答申には文理学部の再編ではなく教育学部の充実とたが、当然ながら合意形成には至らなかった。そこで「教育学部は充整の行われた第一八回会議において文理学部の問題が再び議題となったが困難であったため自然消滅することとなった。このため意見調

点になったものの最終的に答申には反映されなかったのである。と分析した。それによると、これらの問題は教員養成だけでなく大学を分析した。それによると、これらの問題は教員養成だけでなく大学は、教員養成の問題と密接な関係にありながら、その領域から大きくは、教員養成の問題と密接な関係にありながら、その領域から大きく外れるものであった。このため大学制度に関する第一一特別委員会の議論以上、大学自治と文理学部の問題に関する第一一特別委員会の議論

方策(答申)」との関連性がうかがえるのである。 方策(答申)」との関連性がうかがえるのである。 同答申では「教章成が昭和三八年一月二八日に決定した「大学教育の改善について(答申)」である。同答申では「教員養成制度の改善について」を参考にして検討すべきである」と記さ具養成制度の改善について」を参考にして検討すべきである」と記さまるに、文理学部や単位制、大学自治など第一一特別委員会でよるに、大学教育の改善について(答申)」である。同答申では「教定した「大学教育の改善について(答申)」がある。

欠な要素として、これを評価する必要があると考えられるのである。ではない。むしろ「教員養成の改善方策(答申)」を考える上で不可制度に関する議論は、審議事項からの「脱線」として理解すべきものこれらの点を踏まえるならば、第一一特別委員会で展開された大学

#### オオル

の特徴としては、次の二点があげられる。析した。これを踏まえ、以下まとめと考察を行う。まず当該期の審議析した。

た。このため総会の役割は、諮問の受託と答申案の了承に限定される答申作成に関する重要な議論は、すべて特別委員会において行われ第一に、特別委員会の果たした役割が大きいことである。すなわち

けられたのであった。
と大学制度の問題が重要な論点として浮上し、答申の方向性が決定づとが分かる。特に第二回から第五回の審議において、教員の計画養成とが分かる。特に第二回から第五回の審議において、教員の計画養成と大学制度の問題が重要な論点として浮上し、答申の方向性が決定づけられたのであった。

れたと推定されるのである。また審議に必要な基礎資料、審議内容を期的な審議計画を立て、それに沿った形で第三期中教審の運営が行わ存する形で審議が行われたことがあげられる。すなわち事務当局が長第二の特徴としては、事務当局(文部省調査局企画課)に事務を依

まとめた文書や答申案も事務当局が用意したものであった。

を支援していたに過ぎなかった考えられるのである。れらの点を踏まえるならば、事務当局はあくまでも審議の円滑な進行文書も、委員たちの議論を集約する形で作成されたものであった。こ会長の了解を得て実行されたものであった。また事務当局が用意したただ、こうした事務当局の作業は、大枠において天野会長や河原副

次に審議の内容についてであるが、本稿では①計画養成と②大学制度の二点に焦点を合わせて分析を行った。①については、特別委員会度の二点に焦点を合わせて分析を行った。①については、特別委員会正の会議において教員免許制度が審議されるはずであった。しかし事務当局の計画とは異なる方向に議論が進み、その過程において各委員から計画養成の必要が主張されたのであった。

い る。 ② 進められたとは言えないのである。 開放制度に対置して計画養成の原則が前提的に承認されていた\_ がら、公聴会で出された教育現場の意見 て段階的に打ち出されたものであり、 (三七五頁) というように、 の過程は強く方向づけられたものであった」(三七二頁)、 員による証言 これに対して山田昇氏は「諮問自体のもつ方向づけによって、審議 こうした主張が打ち出された背景には、 しかし実際の過程を見ると、 (第二回会議) 諮問事項が審議に与えた影響を重視して の与えた影響が大きかったと思われ 上述のように計画養成は審議を経 これを所与のものとして審議が (第一回会議) および日高委 「当初

が隠されていたのである なわち教員養成制度の問題の背後には、 れながらも、答申の本文に反映されなかったことを明らかにした。 員会の議論を分析した。この中で大学制度が重要な問題として議論さ ②については、大学自治と文理学部の問題を事例に、 大学制度の見直しという問題 第一一特別委

そして、その反響の大きさのため、そのままの形では、 体に求めている。 実施されなかったのである」(三七六頁)というように答申の性格自 しなかった理由を、「この中教審答申は、大きな反響を呼び起こした。 この点に関連して山田氏は、 「教員養成の改善方策 (答申)」が実現 答申の趣旨は

べきだと考えている。すなわち教員養成の問題と大学制度の問題は広 (答申)」を実施することは事実上不可能だったのである く重なり合っていたため、 (答申)」と「大学教育の改善について(答申)」を関連づけて理解す これに対して筆者は、 審議の内容を踏まえて「教員養成の改善方策 大学制度と無関係に「教員養成の改善方策

同時に 申)」がその後の社会情勢の変化によって実施されなかったことは このため昭和三八年一月に発表された「大学教育の改善について(答 「教員養成の改善方策 (答申)」が実現する可能性をも失わせ

#### 注

- $\widehat{1}$ 拙稿 務教育に関する答申)の形成過程を中心に-」『広島大学文書館紀要 二〇年三月)、 (第一一号、 の形成過程を中心に-」『広島大学文書館紀要』 「中央教育審議会と教科書問題― 平成二一年三月 同 「戦後教育改革と中央教育審議会―第 「教科書制度の改善に関する答 (第一○号、 回答申
- 2 山田昇「中央教育審議会「教員養成制度の改善方策について」の答申. 成制度改革の展開と課題」『戦後教育の総合評価』刊行委員会編 後教育の総合評価』 の歴史的研究』(学文社、 成史研究』(風間書房、 昭和四六年)所収。 海後宗臣編『戦後日本の教育改革第八巻 九六〇年代の政策動向」TEES 研究会編 同「一九五八年の中教審答申」 (国書刊行会、 平成五年)所収。 平成一三年)所収。貝塚茂樹「戦後教員養 平成一一年 教員養成』(東京大学出版会 西山薫「一九五〇年代から 『大学における教員養成 『戦後日本教員養 戦
- 3 「〔中央教育審議会の性格、 委員の人選及び審議事項に関する覚書〕」
- $\widehat{4}$ 同前

国立教育政策研究所蔵

『石川二郎旧蔵資料』Ⅲ-七八二 (三)。

 $\widehat{\mathbf{5}}$ 同前

る結果となったのであった。

- (6)「〔中央教育審議会第五七回総会日程 案」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ─五○三、 及び概要」同前Ⅲ−五○四 (**案**) 「第五七回総会事前打合会要項 についての覚書及び〕 日程
- 7 「中央教育審議会第五十七回総会速記録」 審議会総会速記録(第五四~五九回) (昭三一: 国立公文書館蔵 九~昭三二: 『中央教育 五シ

# くば○一−○六九平四文部−○○九○七。

- 回総会)」『石川二郎旧蔵資料』Ⅲ-五○一。(8)「わが国教育の現状と問題点(次官説明項目、中央教育審議会第五七
- 速記録(第六○~六三回)(昭三二:六~昭三二.九)』所収。(10)「中央教育審議会第六十一回総会速記録」前掲『中央教育審議会総会
- (⑴)「中央教育審議会第六十二回総会速記録」前掲『中央教育審議会総会
- 本稿では第一一特別委員会の議事に関する引用は同史料に拠る。養成制度の改善方策について」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ-五二三。以下、(12)「中央教育審議会第一一特別委員会議概要及び主査報告〔綴〕−教員
- □ 五二二(四)。

  □ 五二二(四)。

(15) 「教員の免許制度に関する資料「中央教育審議会第一一特別委員会」」『石

川二郎旧蔵資料』

- MO06060100600および「答申案準備資料 その一」『石川二郎旧蔵資料』(16) この文書は、「教員養成について」広島大学文書館蔵『森戸辰男関係文書』
- MO06060100500)にも同内容の文書がある。 異なるが『森戸辰男関係文書』(「教員に必要な資質の育成について」 関委員会議事概要(第二○回)の末尾に添付されている。また書式は の答申の構成案は、『石川二郎旧蔵資料』所収されている第一一特

17

Ⅲ-五三○②と推定される。

- (18) この文書は、第二一回会議の議事概要に「残された問題点」と記載されているが、管見の限り同名の文書は見あたらない。内容から判断して「メモ」『森戸辰男関係文書』MO06010401100および「答申案準備で「メモ」『森戸辰男関係文書』MO06010401100および「答申案準備と推定される。
- 六八〜七二回)(昭三三:三〜昭三三:七)』つくば○一−○六九平四(19)「中央教育審議会第七一回総会速記録」『中央教育審議会総会速記録(第

文部-〇〇九一〇

料』Ψ-五三○⑦がこれに該当すると推定される。 MO06010402000)および「答申案準備資料 その七」『石川二郎旧蔵資内容から判断して「教員養成に関する資料」(『森戸辰男関係文書』また速記録からは、答申案の要綱が配付されたことがうかがえる。

に推定している。第二二回会議で配付された答申前文案は、「教員に第一一特別委員会の議事概要と文書の内容から判断して、以下のよう

20

料 その九」『石川二郎旧蔵資料』W−五三○⑩がこれに該当する。ついて」『森戸辰男関係文書』MO06010401300および「答申案準備資

第二三回会議で配付された答申基本方針案は、「教員養成の基本方針と教員の育成」『森戸辰男関係文書』MO06010400700および「答申針と教員の育成」『森戸辰男関係文書』MO06010400700および「答申する。

第二四回会議で配付された答申施策案は、「教員養成の基本方針」 第二四回会議で配付された答申案は、「教員養成制度の改善方策に料 その一四」『石川二郎旧蔵資料』〒-五三〇⑭および「教員養成制度の改善方策に料 その一四」『石川二郎旧蔵資料』〒-五三〇⑮がこれに該当する。第二五回会議で配付された答申案は、「教員養成制度の改善方策について(答申)案」『森戸辰男関係文書』 MO06010401900がこれに該当する。

- 記錄(第六八~七二回)(昭三三.三~昭三三.七)』所収。(21)「中央教育審議会第七二回総会速記録」前掲『中央教育審議会総会速
- 人の意見の要旨)」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ-五一四。(22)「教員の心構え、適性、学力、指導力等についての現場の意見(参考
- 連する頁数を示した。(23)前掲『戦後日本教員養成史研究』参照。以下、( )書きで同書の関

#### (付記)

三・四制)の定着過程に関する総合的研究」の成果の一部である。本研究は、平成二○年科学研究費補助金(若手研究B)「新学制(六・

(いしだ まさはる・広島大学文書館)